

# 住宅の修繕・維持管理の負担

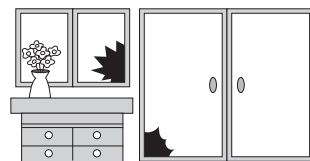
日常的な修繕、維持管理には、入居者の負担で行うものと、府の負担で行うものがあります。  
(43・44ページの負担区分表を参照してください。)

大阪府では、  
計画的に団地、住棟、  
住戸単位で  
修繕を行うことが  
ありますので、  
工事に際しては  
みなさんの  
ご協力をお願いします。



## 【入居者の負担で行う修繕等】

住宅専用部分、例えば畳、障子、ふすま、木製建具(外回り建具を除く)、ガラス、水栓、備え付けの換気扇、その他日常の使用等に伴う小修繕等は、入居者の負担で修繕または取り替えをしていただきます。また、階段・廊下、団地の庭、通路、側溝等、みなさんで使う共用部分は入居者の負担で手入れや清掃をしていただきます。



## 【修繕等をする場合】

●使用する材料や工事は、原則として府の定める規格・仕様に従っていただきます。

この規格・仕様に合わない修繕等をされますと、退去されるときに、もう一度、入居者の負担で修繕等をやり直していただくこととなりますので注意してください。

●入居者負担の場合で、修繕業者が分からない場合は担当の管理センターへご相談ください。ただし、必ずその業者でする必要はございません。

入居者にて業者を決めてください。また、概算額を事前に聞く等支払いトラブルとならないようご注意ください。

## 【府の負担で行う修繕等】

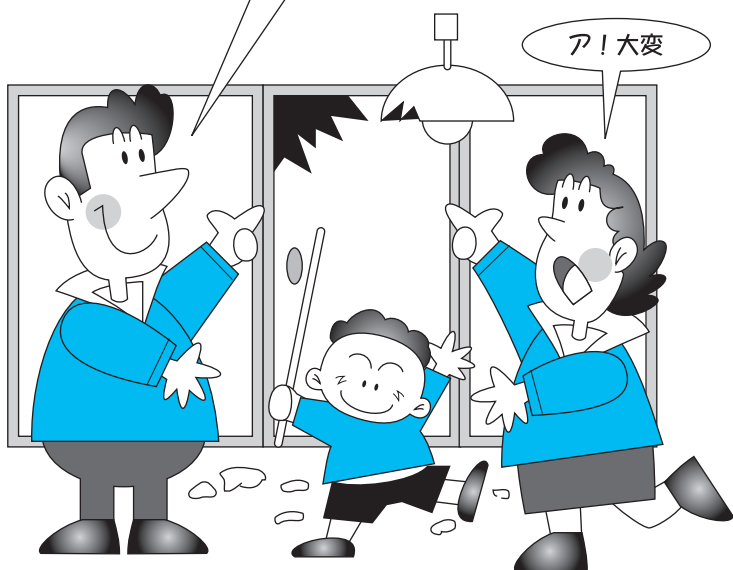
●天井からの雨漏り、共用部分の修繕等、入居者負担以外の場合は、その原因を調査したうえで府の負担で行います。

●修繕等を要する場合は、修繕依頼書に修繕箇所とその状況をくわしく記入し、巡回管理員へ提出してください。

(修繕依頼書は巡回管理員窓口にあります。)

修繕には、府が負担してくれる分と、  
入居者の負担の2通りがあるんだよ！

ア！大変



天井から雨漏りが！



※使用上、特に支障のないもの、あるいは設計性能を超えたご要望等は、修繕等の対象となりませんのであらかじめご了承ください。

ご注意ください



入居者の故意または過失が原因となっている場合の修繕等は、入居者の負担となります。

## [住宅の修繕依頼方法]

